

## 参考資料

## 参考1 「新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会」開催要綱

## 「新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会」開催要綱

## (目的)

第1条 本会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第24条の4第1項に規定する協議会として設置し、次に掲げることについて、学識経験者、関係団体、交通事業者、関係行政機関等からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換等を行いながら検討することを目的として、新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

- (1) 法第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の内容に関すること
- (2) そのほか、協議会が必要と認めること

## (委員構成)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

## (委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会には会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の進行を行う。
- 3 副会長は、会長が欠席の場合にその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部都市交通政策課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

## 参考2 新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会委員名簿

順不同・敬称略

所 属	役 職	氏 名
公立大学法人 新潟県立大学 人間生活学部子ども学科	准教授	西村 愛 (会長)
有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス	代表	中村 美香 (副会長)
一般社団法人 新潟市老人クラブ連合会	会長	土田 正榮
社会福祉法人 新潟県視覚障害者福祉協会	常務理事	関川 憲司
特定非営利活動法人 新潟市ろうあ協会	理事長	柳 博明 (第1～4回協議会) 家坂 光雄 (第5回以降協議会)
新潟市身体障害者福祉協会連合会	—	中川 智津子
社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課こども家庭支援係	—	小林 茉莉子 (第1～3回協議会) 風間 俊哉 (第4回以降協議会)
新潟商工会議所	理事・事業部長	小沢 謙一
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社企画総務部 経営戦略ユニット	ユニットリーダー	吉田 勤
新潟交通株式会社乗合バス部	部長	和田 徹 (第1回協議会) 渡辺 健 (第2回以降協議会)
新潟市ハイヤータクシー協会	専務理事	新田 文雄
新潟県警察本部交通部交通規制課	課長	中川 建市 (第1～3回協議会) 寒河江 隆昭 (第4回以降協議会)
国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所 管理第二課	課長	水口 直人 (第1回協議会) 若狭 寛樹 (第2回以降協議会)
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 バリアフリー推進課	課長	末光 法博 (第1～3回協議会) 岩岸 喜男 (第4回以降協議会)
新潟市福祉部	部長	佐久間 なおみ (第1回協議会) 今井 利司 (第2回以降協議会)
新潟市建築部	部長	若杉 俊則 (第1回協議会) 上村 洋 (第2回以降協議会)
新潟市土木部	部長	鈴木 浩信 (第2～3回協議会) 丸山 信文 (第4回以降協議会)
新潟市都市政策部	部長	柳田 芳広 (第1回協議会) 武石 和彦 (第2～3回協議会) 鈴木 浩信 (第4回以降協議会)

## 参考3 検討経緯

回	会議名	開催日	主な検討内容
1	第1回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和4年12月27日(火曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の互選、挨拶</li> <li>・協議会の位置づけ及び役割について</li> <li>・促進方針策定に向けた取組について</li> <li>・協議会の開催要綱</li> <li>・協議会の傍聴に関する要領</li> </ul>
2	高齢者・障がい者へのヒアリング調査	令和5年2月9日(木曜) 令和5年2月13日(月曜) 令和5年2月14日(火曜) 令和5年2月15日(水曜) 令和5年2月24日(金曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに関する問題点・改善点・その他要望に関すること</li> <li>・盲導犬に関すること</li> </ul>
3	交通事業者へのアンケート調査	令和5年3月7日(火曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーに取り組んでいる内容</li> <li>・バリアフリーについての市への要望</li> </ul>
4	第2回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和5年7月26日(水曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案作成に向けた確認事項の検討</li> <li>・目指す方向性と基本理念について</li> <li>・促進地区の設定について</li> <li>・まち歩き点検地区の選定及びお願い</li> </ul>
5	まち歩き点検	令和5年10月4日(水曜) 令和5年10月5日(木曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係団体から、市内の経路・施設のバリアフリー状況の確認・意見交換</li> </ul>
6	第3回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和5年11月29日(水曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩き点検の結果について</li> <li>・まち歩き点検を踏まえた方向性・基本理念の修正</li> <li>・促進地区の区域設定(中間報告)</li> <li>・移動等円滑化促進に関する取り組み方針について</li> </ul>
7	移動等円滑化促進方針の意見照会(書面開催)	令和5年12月27日(水曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化促進方針の促進地区及び経路について</li> </ul>
8	第4回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和6年5月9日(木曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市移動等円滑化促進方針(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
9	第5回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和6年8月19日(金曜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市移動等円滑化促進方針(最終案)の報告について</li> <li>・パブリックコメントの実施結果</li> </ul>

## 用語集

あ行	
ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク、およびこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどを総称するもの。
青延長用押しボタン付き信号機	上部にあるボタンを機能させることにより、歩行者青時間を音で知らせるとともに、歩行者青時間の延長を行うことができる信号機。
エスコートゾーン	横断歩道に設置して、視覚障がい者が横断方向の手がかりとなる突起形状の道路横断帯のこと。
オストメイト	人工肛門や人口膀胱を持つ人たちのこと。腹部に排泄するためのストーマ(人工肛門・人口膀胱)を増設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。
音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障害者に知らせる為、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。
か行	
協働	立場が異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。
QR(キューアール)コード	1994年に(株)デンソーによって開発されたマトリックス式の二次元コード。QRはQuick Responseの略で、リーダーで高速読取ができるように開発された。
グレーチング	鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋のこと。
交通事業者	鉄道事業者、軌道経営者、乗合バス事業者、バスターミナル事業者、海上旅客運送事業者、航空運送事業者及びそれ以外の者で鉄道施設、旅客船ターミナル又は航空旅客ターミナルを設置し、又は管理するもの。

合理的配慮	障がい者から何らかの助けを求められる意思の表明があった場合、過度な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な対応のこと。
高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
<b>さ行</b>	
シームレス	継ぎ目がないこと。また複数の交通手段の乗り継ぎ、乗換に伴う不便さを解消して、より便利にできるようにする考え方。
視覚障害者用誘導ブロック	視覚障がい者が足裏の触感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック(プレート)。
施設管理者	道路、公園、旅客施設、交差点施設、駐車場、建築物などの管理を行っているもの。
市民ニーズ	市民が必要と考える要求。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人(15 歳未満はその保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種サービスを受けやすくなる。障がいの等級には障がいの程度により 1 級から 7 級まである。
重点整備地区	旅客施設を中心とした高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区のことであり、各施設のバリアフリー化を重点的に進める地区のこと。
スマートフォンアプリ	アプリとはアプリケーションの略であり、スマートフォンやタブレットなどで起動するソフトウェアのこと。
生活関連経路	旅客施設から生活関連施設間や、各生活関連施設間を結ぶ経路であり、移動のしやすさを高める経路のこと。

生活関連施設	相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などの施設のこと。
精神障害保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された障害者手帳。一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は2年で、障がいの程度により、1級から3級までである。
(バスの)正着	バスの乗降口とバス停の隙間を小さくして乗降しやすくすること。
促進地区	移動等円滑化促進方針に定める優先的にバリアフリー化の促進が必要な地区。
その他の経路	現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要と思われる経路。
ソフト	人、システム、制度など主に運用に関するもの。
<b>た行</b>	
多機能トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車いす使用者だけでなく、高齢者や障がい者、子供連れなど多様な人が利用できるトイレ。
特定事業	移動等円滑化基本構想に記載されているバリアフリー化に関する事業のことであり、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、及び教育啓発特定事業のこと。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心的な拠点や生活の拠点到誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

な行	
ノンステップバス	車両に段差がなく乗り降りでき、車内でも段差がなく料金收受や、座席等が利用できる車両。
は行	
ハード	道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。
バリアフリー	高齢者や障がい者などが生活する上で物理的または心理的に、バリア(障壁)のとなるものを取り除いていくという考え方。
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日施行。令和 2 年 6 月 10 日改正。
バリアフリールート	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路のこと。
バリアレス縁石	側面を特殊な形状とすることで、バス停にバスを近づけること(正着)ができ、乗降しやすくする縁石のこと。縁石の一部に凹凸を設け、車両が縁石に接近すると微振動により運転士が感知できる構造であり、側面に傾斜がついているため、縁石がタイヤに接触しても摩耗や衝撃がほとんどない。
ピクトグラム	不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。
ベビールーム	授乳やおむつ替えが出来るベッドを備えた部屋。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク。
ま行	
マタニティマーク	公共交通機関等を利用する際などに身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするマーク。

や行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、あらかじめ、さまざまな人々が利用しやすく、最初から障壁(バリア)をつくらない都市や生活環境をデザインする考え方。
ユニバーサルデザインタクシー	足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。
ら行	
療養手帳	知的障がいのある方が、障害者総合支援法などによる各種サービスを受けるために利用する手帳。
旅客施設	鉄道駅、軌道停留場、自動車ターミナル法によるバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルをいう。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。